

1. 流動資産担保融資保証制度とは

中小企業信用保険法の改正により、担保対象として棚卸資産（在庫）が追加されたことから、現行の売掛債権担保融資を拡充した「流動資産担保融資」（旧 売掛債権担保融資保証制度）が創設され、不動産担保に依存している中小企業金融の現状から脱却し、中小企業の資金調達の円滑化・多様化を図るため、中小企業者が売掛先に対して保有している売掛債権や棚卸資産などの流動資産を担保として金融機関が融資を行う場合に、信用保証協会が保証を行う制度です。

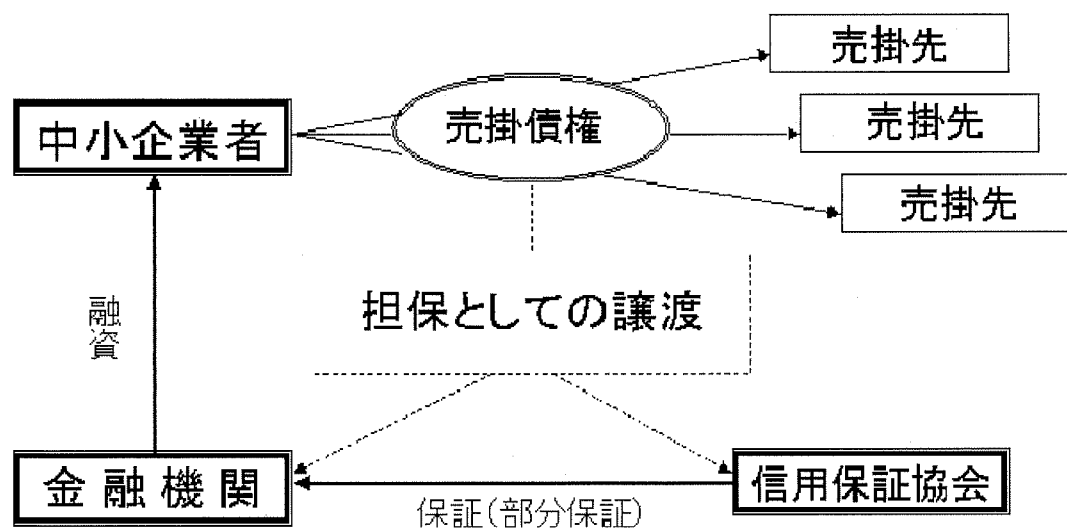
この制度を市発注工事で利用するには、担保となる工事請負代金の債権譲渡について、市の承諾が必要となります（債権譲渡の申請は、出来高に関係なくいつでもできます）。

2. 融資条件

- （１）融資対象 事業者に対する売掛債権又は棚卸資産（在庫）を保有する中小企業者。
棚卸資産（在庫）を担保とする場合は法人のみ
- （２）資金使途 運転資金又は設備資金
- （３）融資金額 １企業（１組合）につき２億５千万円以内
- （４）融資期間 １年
- （５）融資利率 金融機関所定利率
- （６）信用保証 信用保証協会の信用保証を要する。
ただし、保証割合は融資残高の８０％とする。
- （７）信用保証料率 ０．８５％
- （８）保証人
 - （ア）法人（組合を含む。）については、代表者とする。
 - （イ）個人については、保証人を要しない。
- （９）担保 申込人の有する売掛債権又は棚卸資産（在庫）を譲渡担保として徴する。

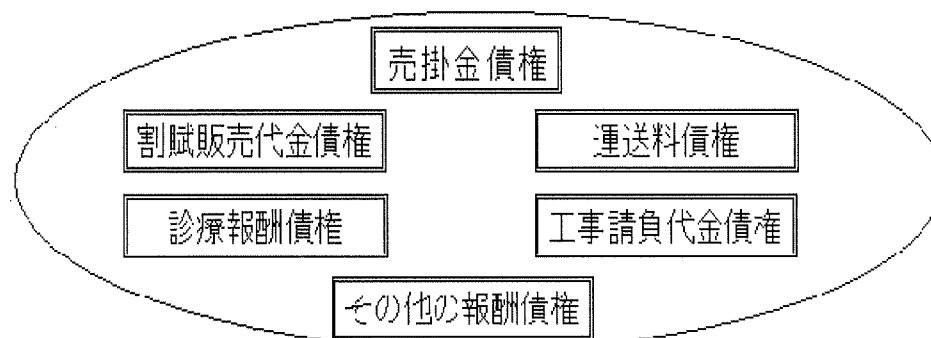
3. 売掛債権担保融資保証制度の仕組み

(1) 売掛債権を担保として金融機関から融資を受けるときに信用保証協会が保証



(2) 担保となる売掛債権

- ・ 国内の事業者（官公庁を含む。）に対する売掛債権が対象。
- ・ 物品の売掛債権のみならず，サービスの提供による売掛債権も対象。
- ・ 譲渡が禁止されている売掛債権（債権譲渡禁止特約が取引契約に使用されている場合）等は対象外。



(3) 工事代金に係る債権譲渡の手続き

